

西部中小企業労働相談所ニュース！

西部県民生活センター労政班発 第22号 2026年6月

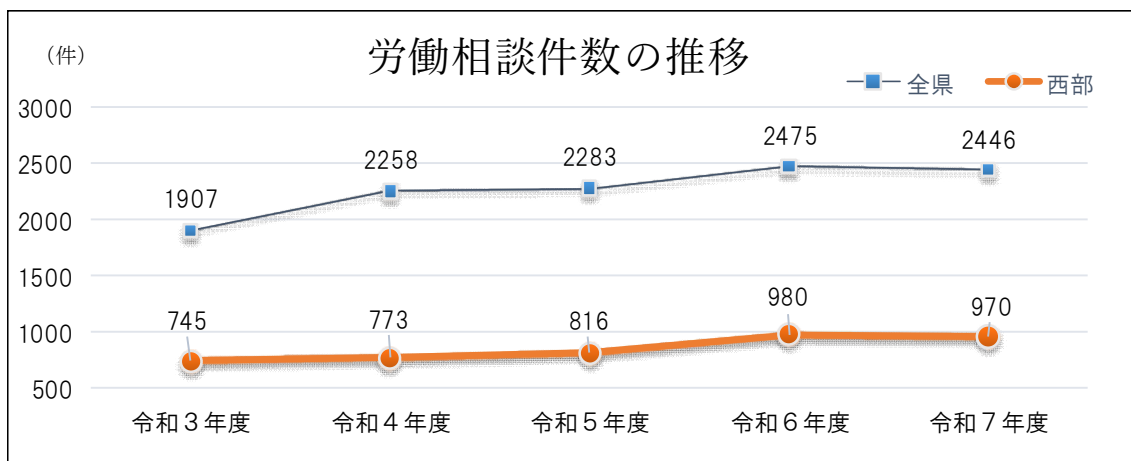
令和7年度労働相談の状況をお知らせします。

～パワハラを含む『人間関係』の相談件数が全体の2割超え～

1 概要

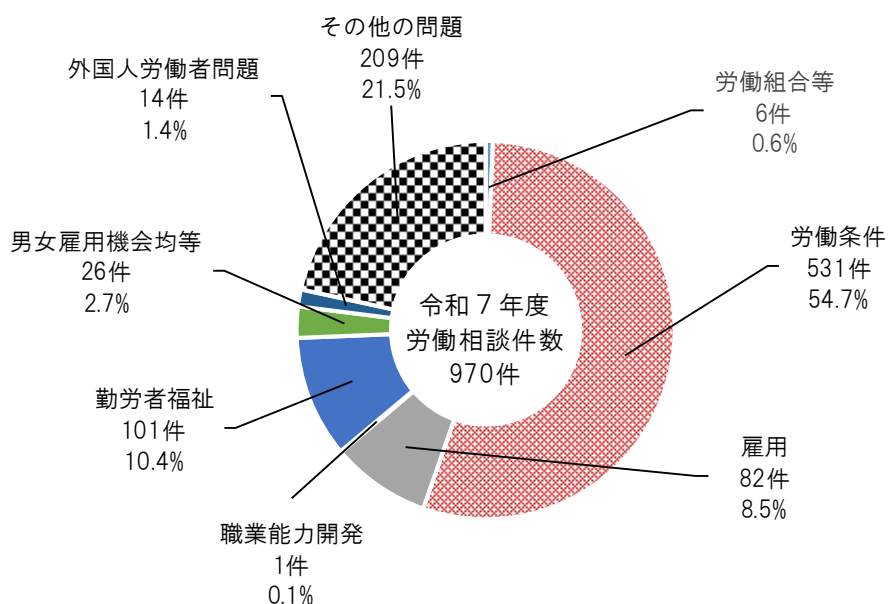
令和7年度に西部県民生活センターに寄せられた労働相談件数は970件で、前年度とほぼ横ばいでした。

年度別に見ると令和3年度から徐々に増加し、令和6年度の980件、令和7年度の970件と1,000件に近づきつつあります。(平成29年度以前は年間1,000件以上ありました。)



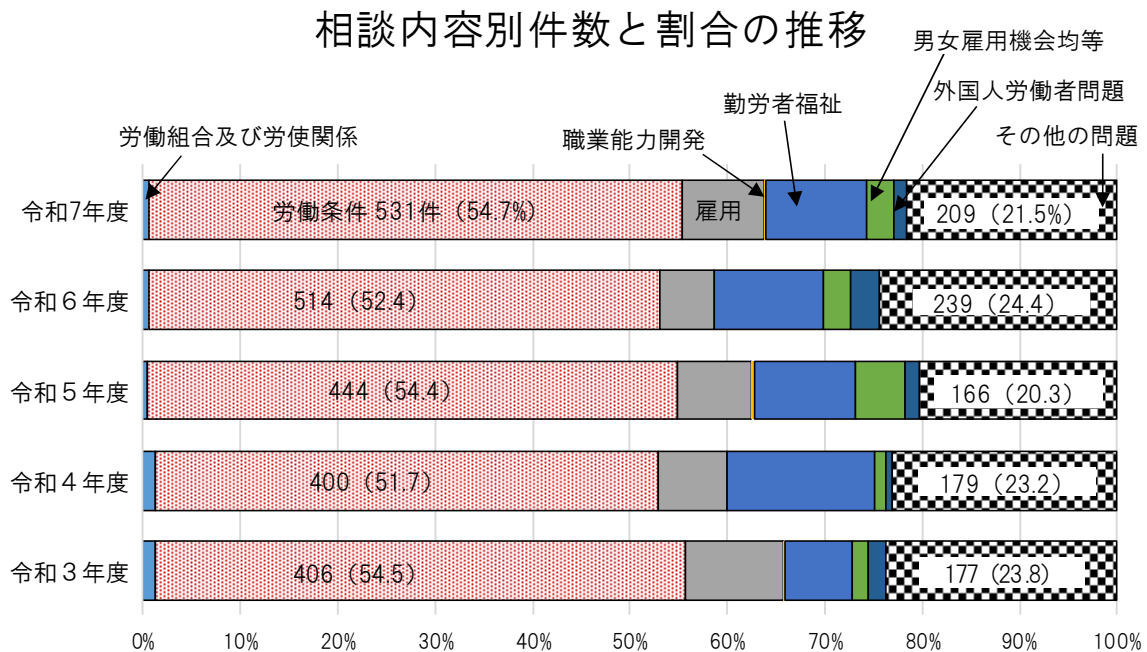
2 相談の内容

令和7年度の相談内容としては、解雇、退職勧奨、賃金などの「労働条件」に関する相談が531件(54.7%)と全体の半数以上を占めています。



3 相談の傾向

- ここ数年、パワーハラスメントを含む人間関係などの「その他の問題」が全体の2割を超え、209件で21.5%です。そのうち暴言などのパワーハラスメントに関する相談件数は99件と相談全体の10.2%を占めています。



- 西部地域は製造業が多いこともあって、相談件数の多い業種順では、令和5年度までは製造業が1番でしたが、ここ2年間は医療・福祉業が1番となっています。
- 令和7年度は医療・福祉業177件(18.2%)、製造業171件(17.6%)、卸売・小売業126件(13.0%)となっています。

4 相談窓口

西部県民生活センターでは、労働者、使用者の双方からの労働問題でお悩みの方に、専門の相談員が助言や法制度の説明などを行っています。

また、毎月第3水曜日に無料の弁護士相談も行っています。(要予約)

月～金(祝日、12/29～1/3を除く) 9:00～12:00、13:00～16:00

0120-9-39610 (フリーアクセス)

※ 携帯電話、IP電話の方は、053-452-0144